

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)

平成23年7月13日
外務省

1. 概論	1
2. 条約の主な規定	2
3. 返還申請を受けた後の主な流れ	3
4. 事務局統計資料1（返還申請の結果）	4
5. 事務局統計資料2（返還手続関係）	5
6. 締約国一覧	6

1. 概論

1. 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)

1980年10月25日にハーグ国際私法会議において採択され、1983年に発効。

本年7月現在、締約国は85か国(米、加、全てのEU加盟国等)に達し、G8諸国中、日本と露のみが未締結(ただし、露は年内にも締結予定。)。

2. 条約の概要

本条約は、監護権の侵害を伴う国境を越えた子の移動について、そのような移動が子の利益に反するとの考え方、及び監護権の所在を決着させるための本案手続は移動前の常居所地国で行われるべきであるとの考え方に基づき、子を常居所地国に戻すための国際協力の仕組み等を定めるもの。

□ 中央当局

申請を受けた国の中央当局が、子の所在特定、任意の返還、司法手続の開始等を援助。

□ 返還命令に関する原則と例外

○原則：常居所地を有していた国に子を返還する。

○例外：子の返還により子が身体的又は精神的な害を受ける、子自身が返還を拒否、連れ去りから一年以上経過し子が新しい環境に適応している等の場合は返還拒否できる。

○主要締約国の司法判断において、返還命令と返還拒否の割合は、およそ6対4(2008年事務局統計資料)。

□ 返還命令の判断の主体

子が現在する国の司法当局又は行政当局

(日本への連れ帰り事案については、日本の裁判所が判断。)

2. 条約の主な規定

1. 条約の適用対象

- (1)監護の権利の侵害を伴う、(2)16歳未満の子の、(3)国境を越えた移動

2. 不法に子を連れ去られた者は、中央当局*に対し、子の返還のための申請を行うことができる。

(*: 子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局。)

3. 中央当局は、次のことのため、全ての適当な措置をとる。

- (1) 子の所在の特定(7条a)
- (2) 子に対する更なる害の防止(7条b)
- (3) 任意の返還又は問題の友好的解決の促進(7条c)
- (4) 司法上の手続開始のための便宜の供与(7条f)
- (5) 子の安全な返還の確保(7条h)

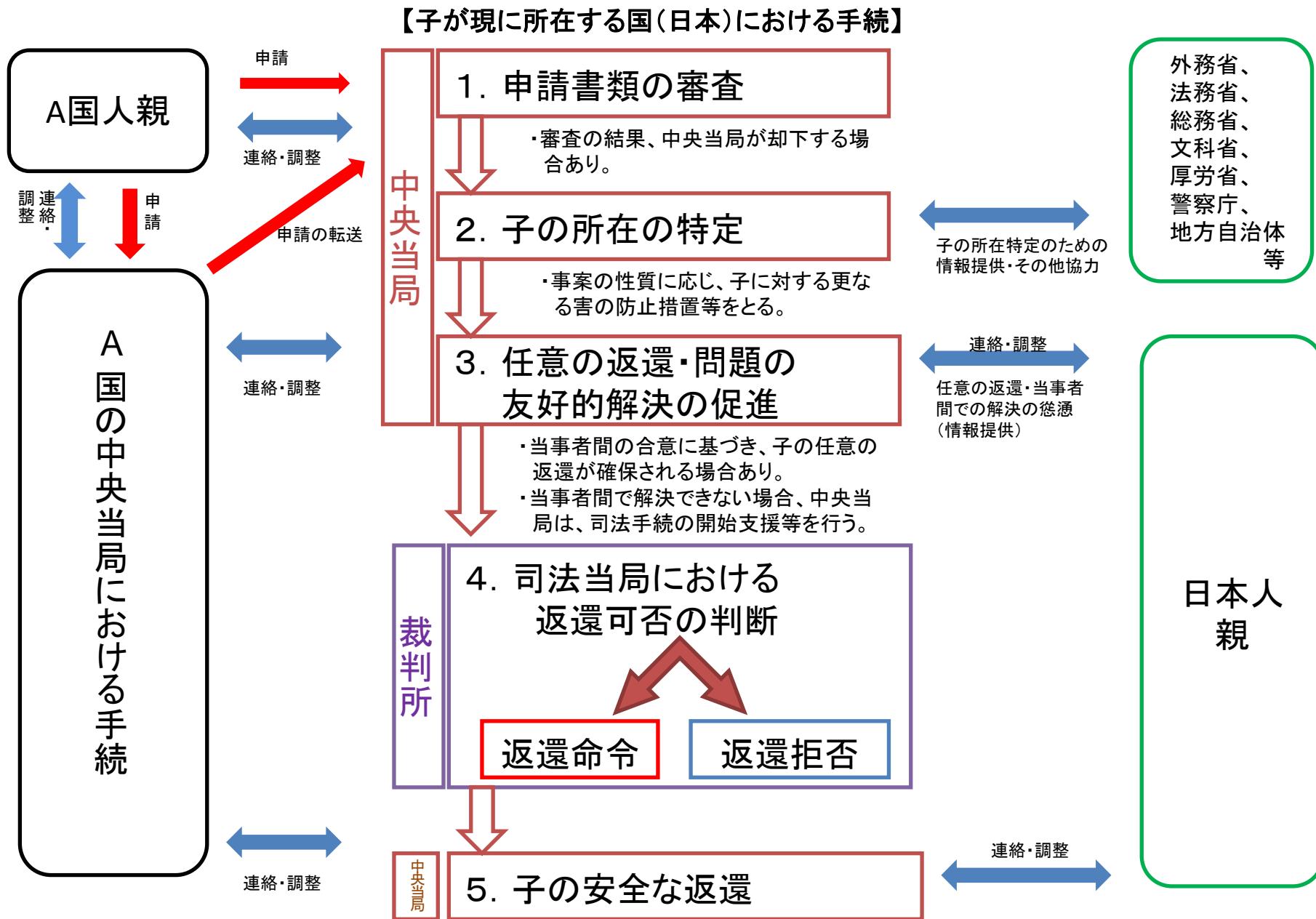
4. 締約国は、次のような場合を除いて、返還命令を出す。

- (1)連れ去りから一年以上経過し、子が新たな環境に適応している場合(12条)
- (2)申請者が監護の権利を現実に行使していなかった場合(13条1a)
- (3)申請者が事前の同意又は事後の默認をしていた場合(13条1a)
- (4)返還により子が身体的若しくは精神的な害を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険がある場合(13条1b)
- (5)子が返還を拒み、当該子が意見を考慮するに十分な年齢・成熟度に達している場合(13条2)
- (6)要請を受けた國の人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合(20条)

5. その他の主な規定

- (1) 締約国の司法当局は迅速な返還手続を行う。6週間以内に決定できない場合は遅延理由を明らかにする。(11条)
- (2) 監護の権利に関する判断の禁止(子が現に所在する國の裁判所は、監護の権利の本案についての決定をしない)。(16条)
- (3) 中央当局は、接触の権利の行使を確保するため適当な措置をとる。(21条)

3. 返還申請を受けた後の主な流れ



4. 事務局統計資料1 (返還申請の結果) (2008年ハーグ国際私法会議事務局統計資料)

	2008年	2003年	1999年
申請の却下	5% (86件)	6% (76件)	11%
任意の返還	19% (366件)	22% (267件)	18%
司法判断による 返還命令 (同意あり)	7% (124件)	9% (113件)	32%
司法判断による 返還命令 (同意なし)	15% (281件)	20% (248件)	
司法判断による 返還命令 (同意の有無不明)	5% (103件)		
司法判断による 返還拒否	15% (286件)	13% (157件)	11%
司法判断による 面会交流命令	2% (41件)	3% (38件)	—
合意による 面会交流	1% (21件)		
未決	8% (154件)	9% (113件)	9%
申請取り下げ	18% (338件)	15% (180件)	14%
その他	5% (103件)	4% (49件)	4%
計	100% (1903件)	100% (1241件)	

2008年の返還申請については、全ての申請(1903件)のうち司法判断に至ったもの(返還命令、返還拒否、面会交流命令)は835件で全体の49%。

また、これら司法判断に至ったものの内訳は、返還命令が61%(508件)、返還拒否が34%(286件)、面会交流命令が5%(41件)。 4

5. 事務局統計資料2（返還手続関係）

(1) 主要国において司法判断に至ったものの返還命令・返還拒否の割合（国別）
(※ 司法判断に至ったもののうち、面会交流の命令が出た件数を除いた割合)

	返還命令	返還拒否
加	88% (29件)	12% (4件)
英 (England&Wales)	86% (93件)	14% (15件)
スイス	80% (4件)	20% (1件)
米	77% (68件)	23% (20件)
豪	64% (28件)	36% (16件)
イスラエル	60% (6件)	40% (4件)
独	56% (28件)	44% (22件)
仏	52% (13件)	48% (12件)
伊	50% (11件)	50% (11件)
メキシコ	48% (31件)	52% (34件)
西	44% (12件)	56% (15件)

(2) 返還に係る当事者間の合意又は返還可否に係る司法判断に至るまでに要する平均期間

	2008年	2003年	1999年
任意の返還の場合	121日	98日	84日
返還命令の場合	166日	125日	107日
返還拒否の場合	286日	223日	147日

上記統計結果は、2008年は2003年と比べ、全ての場合において結果が出るまでに要する日数が大幅に増えていることを示している。

6. 締約国一覧

(平成23年7月現在85か国)

アジア

中国
※香港、マカオのみ

シンガポール
スリランカ
タイ

大洋州

オーストラリア
フィジー
ニュージーランド

北米

カナダ
米国

中南米

アルゼンチン
バハマ
ベリーズ
ブラジル
チリ
コロンビア
コスタリカ
ドミニカ共和国
エクアドル
エルサルバドル
グアテマラ
ホンジュラス
メキシコ
ニカラグア
パナマ
パラグアイ
ペルー
セントクリストファー・ネービス
トリニダード・トバゴ
ウルグアイ
ベネズエラ

欧洲

アルバニア
アルメニア
アンドラ
オーストリア
ベラルーシ
ベルギー
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブルガリア
クロアチア
キプロス
チェコ
デンマーク
エストニア
フィンランド
フランス
グルジア
ドイツ
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
イタリア
ラトビア
リトアニア

中東

イスラエル
トルコ

アフリカ

ブルキナファソ
ガボン
モーリシャス
モロッコ
セイシェル
南アフリカ
ジンバブエ